

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第2回川西市障害者施策推進協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2666)		
開催日時	平成26年7月2日(水)午後1時33分～午後3時50分		
開催場所	川西市役所 7階大会議室		
出席者	委員 (敬称略)	菅原会長、梅沢副会長、津田委員、秋山委員、植田委員、森寺委員、寺田委員、宮坂委員、中谷委員、田口委員、竹本委員、今村委員、鮫島委員、鬼島委員	
	その他	(欠席委員) 片峰委員	
	事務局	福丸障害福祉課長、木山障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 副会長の選出 3. 協議事項 (1) 第3期障がい福祉計画の進捗状況について (2) (仮称)「第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画」の策定について (3) アンケート調査の実施について (4) 団体ワークショップの実施について 4. その他 5. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

(開 会 午後1時33分)

会 長 (開会宣言、委員出欠報告 1名欠席、1名遅刻)

事務局 (事務局職員異動報告)

会 長 次に、委員の異動について事務局から報告させる。

事務局 林一幸委員から、人事異動に伴い、3月31日付で退任したい旨の申し出があった。事務局でその後任について種々検討した結果、新たに市立川西養護学校長に着任された梅沢信広様が適任と考え、委員への就任をお願いしたところ、快くご承諾いただいたので、4月1日付で委員にご就任いただくこととなった。

なお、林委員の退任に伴い副会長が空席となったので、副会長の選出をお願いしたい。

会 長 それでは、副会長の選出を行う。

立候補される方はないか。

(発言する者なし)

会 長 お声がない。

立候補がないなら、事務局の推薦を求めたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようなので、事務局の推薦を求める。

事務局 事務局としては、梅沢委員を推薦する。

会 長 事務局から、副会長には梅沢委員の推薦があったが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようなので、副会長には梅沢委員にご就任いただくことに決定した。就任にあたり、梅沢副会長からご挨拶いただきたい。

副会長 (あいさつ)

会 長 それでは、本日の協議事項に移る。

まず、1項目めの「第3期障がい福祉計画の進捗状況について」である。事務局の説明を求める。

事務局 (配付資料確認の後)お手元に配付している「資料7 第3期川西市障がい福祉計画の進捗状況について(平成23年度～平成25年度実績)」と、事前に送付した「川西市障がい者福祉計画・第3期障がい者福祉計画(概要版)」をご覧いただきたい。

第3期障がい福祉計画では、障害者自立支援法 現在の障害者総合支援法であるが 同法が目指す自立した日常生活または社会生活の実現に向けて、就労や地域移行といった課題について、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」の2項目について、平成26年度に達成すべき目標値と平成24年度及び平成25年度の実績を記載している。

まず、1点目の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、長期的な施設入所が常態化している障がい者が、施設を退所し、グループホームや一般住宅など地域での生活に移行する人数、及び施設に入所している障がい者の削減人数に関する目標値を定めており、

審 議 経 過

地域生活移行者数については、平成26年度末時点において、障害者自立支援法が施行された平成18年度からの累計人数で16名が地域生活に移行することを目標として掲げている。

これを、削減人数としてとらえると、本計画策定前の平成22年度末時点で累計14名が地域生活に移行していたので、本計画期間中に2名が移行することで平成23年度末の入所者数100名を平成26年度末時点で98名に削減するという目標値となっている。

次に、その下の実績をご覧いただきたい。

平成24年度については地域移行の実績はなかったが、平成23年度中に1名の移行があったので、累計移行者数は15名となっている。しかし、平成24年度末の入所者数は、障害者自立支援法施行前の旧法に基づく施設が、平成24年度から障害者自立支援法に基づく新体系の施設に移行したことなどにより、113名に増加している。

平成25年度については、1名の地域移行があり、累計移行者数は16名となり、本計画の目標値は、1年前倒しで達成されている。しかし、平成25年度末の入所者数は、その他の入退所により、前年度と同数の113名となっており、入所者数削減の目標達成は極めて困難な状況となっている。

次に、2点目の「福祉施設から一般就労への移行」である。

こちらは、障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し一般就労した人数に関する目標値を定めており、平成26年度中に18名が一般就労することを目標として掲げている。こちらの人数は、先ほどの地域生活への移行者数とは異なり、累計ではなく、毎年1年間の就労者数を目標値としている。

実績は、平成24年度は7名、平成25年度は9名となっている。目標値は、国の基本指針により、平成17年度の一般就労者数の4倍以上を目標値とするよう求められていたため、かなり高い目標値となっており、実績とは大きな乖離が見られる状況となっている。

3ページ以降は、個々のサービスについて、3年間の見込み量と平成25年度までの実績を記載している。なかには、見込み量と実績が大きく乖離しているものもあるが、計画の初年度であった平成24年度は大きな法改正があり、計画の策定段階では、新たに始まるサービスの内容や需要について十分に把握できなかったものもあったことから、特に児童のサービスについて、大きな乖離が見られる状況となっている。

会 長 説明は終わった。本件について、ご意見、ご質問等はないか。

(発言する者なし)

会 長 ご質問等はないようなので、1項目めの「第3期障がい福祉計画の進捗状況について」の協議は以上で終わる。

次に、2項目めの「(仮称)『第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画』の策定について」に移る。

事務局の説明を求める。

事務局 現在の計画は、本年度末で計画期間が終了するため、来年度からの新しい計画を策定する必要がある。今後、皆さまにご協議いただきながら新しい計画の策定を進めていくた

審 議 経 過

いと考えているが、それに先立ち、いくつかご説明させていただく。

「資料1」をご覧いただきたい。

「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」は、根拠となる法律が異なっており、「障がい者福祉計画」は障害者基本法、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づいて策定している。

「障がい者福祉計画」は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされており、川西市の障がい者に関する基本的な施策に関する計画という趣旨で策定している。

一方、「障がい福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとしてされており、主に、障がいのある方が受けることのできるサービスについて、見込み量や目標を定める計画となっている。

「障がい者福祉計画」は、法律上定めるべき事項は明記されていないが、同法に基づき、市が行う施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要があり、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する障害者基本計画及び都道府県が策定する都道府県障害者計画を基本とするとしている。

現行の「障がい者福祉計画」では、「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」、「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」、「ともに支えあう地域づくり」を基本目標として定め、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、市が行う施策全般について、その目標や方策について定めている。

一方、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、計画に定めなければならない事項が決められている。

法定事項として、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」、「各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量」、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」が挙げられており、定めるよう努めるべき事項としては、「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」、「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項」が挙げられている。

また、計画の期間は、「障がい者福祉計画」については法律に定めはない。川西市では、初めて平成10年度から5年間の計画として策定し、その後、平成15年度から6年間の計画を策定したが、平成18年に障がい者福祉制度の大きな改革である障害者自立支援法が施行され

審 議 経 過

たため、計画期間の途中ではあったものの、一部計画を改定し、改めて平成18年度からの3年間の計画とした。以降は、3年間の計画を2回にわたり策定し、現在に至っている。

一方「障がい福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針で3年間と規定されており、障害者自立支援法が施行された平成18年度から3年づつの計画を重ね、現在、第3期の最終年度を迎えている。

次に、「資料2」、「資料3」、「資料4」をご覧いただきたい。

「資料3」が、厚生労働大臣が定める基本指針の全文である。この基本指針に即して、来年度からの第4期障がい福祉計画を定めなければならないこととされている。

基本指針の改定内容を要約したものが「資料2」である。

1点目として、「地域における障がい者の生活拠点(地域生活支援拠点)の整備の方向性等を定めること」とされており、計画期間の最終年度である平成29年度末までに少なくとも1カ所整備することを基本とする計画を定めることとされている。

「資料8」をご覧いただきたい。

現在、国から示されている地域生活支援拠点に関する内容は、これがすべてである。この内容から、新たに何らかの施設をつくるということではなく、既存のグループホームや入所施設を活用して、新たにコーディネーターを配置したり、ショートステイができるような体制を整備したりすることを通じて、施設入所や精神科病院への長期入院から地域生活への移行が円滑に進むよう、支援の拠点を整備するよう求める趣旨だと理解している。

2点目として、「計画相談支援の利用者数増加に向けた体制整備など、相談支援体制の充実・強化や自立支援協議会における連携の必要性等を定めること」とされている。

計画相談支援は、法改正により、障害福祉サービスや障害児通所支援について、必要なサービスの種類や量に関する計画を作成し、その計画に基づいてサービスを利用してもらうとともに、計画の内容が本人の実情等に合致しているかを定期的を確認し、必要に応じて計画の見直しを行っていくというもので、原則として、今年度末までにすべてのサービス利用者について計画を策定することとされている。しかし、全国的にも計画策定が遅れている現状を踏まえて、計画相談支援の利用者数増加に向けた体制整備など、自立支援協議会などと連携しながら相談支援体制の充実を図ることについて、障がい福祉計画に定めるよう求める趣旨である。

次に、3点目「障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定めること」である。これは、児童福祉の分野において、子ども・子育て支援法が制定され、同法に基づいて定められる「子ども・子育て支援計画」とも連携しながら、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定めるよう求める趣旨である。

4点目の「福祉施設入所者の地域生活への移行に関する平成29年度の目標設定」である。これは、現在の計画でも目標設定されている項目だが、目標設定の方法を改正するという内容で、具体的には、1点目として、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が計画期間の3年間のうちに地域生活に移行すること、2点目として、施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減すること、を目標として定めるよう求める内容となっている。

審 議 経 過

これを現在の第3期計画の実績に置き換えると、25年度末時点の入所者数113人の12%、すなわち14人以上が3年間のうちに地域生活に移行することとなり、施設入所者数の4%削減は、5人削減する必要があるということになる。なお、現計画の数値目標が達成されないと見込まれるときは、未達成分を加えて目標値を設定しなければならないとされている。

5点目の「福祉施設から一般就労への移行に関する平成29年度の目標設定」についても、現計画で目標設定されている項目で、目標設定の方法を改正するという内容だが、1点目として、一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にする、2点目として、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末から6割以上増加させる、3点目として、就労支援事業所全体の5割以上が、就労移行率3割以上を達成すること、を目標として定めるよう求める内容となっている。

これも現在の第3期計画の実績に置き換えると、24年度の一般就労者数が7人なので、これを29年度時点で14人以上にしなければならないことになる。また、就労移行支援事業の利用者数は、25年度の12名を6割以上増加させる、すなわち19人以上にしなければならないということになる。次の3点目は、新しい指標だが、川西市内には、現在、就労移行支援事業所が2カ所あるが、半分の事業所において利用者の3割以上が一般就労することを目標とするという内容である。

次に6点目、「障害福祉計画における目標について、少なくとも年に1回は分析、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことを盛り込むこと」である。

これまで、この障害者施策推進協議会は、計画の策定時のみ設置していたが、今回から常設の機関としているので、新しい計画については、少なくとも年に1回は進捗状況をご報告させていただきたいと考えている。

以上が、厚生労働大臣が定めている基本指針の主な改正内容である。「資料3」、「資料4」については、次回あるいはその次の協議会までにお目通しいただきたい。

次に、「資料9」をご覧ください。計画策定のスケジュール案である。

1番上の欄が施策推進協議会の開催予定で、こののち、概ね4回協議会を開催していただき、計画を策定していきたいと考えている。9月中旬に予定している次回の協議会では、このちご説明するアンケート結果の報告をさせていただき、10月上旬に予定している協議会では、一定、形になった計画書の素案をお示しし、ご協議いただきたいと思います。その素案について、1回または2回の会議を通じてご協議いただき、1月の中ごろをめどに最終的な計画案に仕上げていきたいと考えている。

その間、意見聴取等として、今月下旬から来月にかけて、アンケート調査や障がい者団体のワークショップを行って現状を把握するとともに、障がい者自立支援協議会の意見もお聞きしたいと考えている。また、12月上旬をめどに、議会に計画素案をお示しし、議員の意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施したいと考えている。

こうした手続きを通じて、1月中旬をめどに計画案を策定していきたいと考えているので、よろしく願います。

審 議 経 過

「(仮称)『第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画』の策定について」は以上である。

会 長 説明は終わった。

事務局の説明について、ご意見、ご質問等はないか。

委 員 基本的なことだが、こういう計画を立てて、目標を達成できなかった場合のペナルティはあるのか。あるいは、就労支援の事業所などいろいろあるが、こうした施設に対してアメとムチのアメはあるのか。

事務局 計画を達成できなかったことに対して、市に対するペナルティはない。また、ご質問の就労移行支援の事業所について、3割以上の一般就労を目標とするとされているが、これに対する未達のペナルティについても、今のところ聞き及んでいない。ただし、現在の障害福祉サービスの報酬体系の中には、一般就労の人数がゼロだった場合は、報酬を減算するという一種のペナルティは定められている。

委 員 実際に審議してできてきた計画と実績に乖離がかなりあるが、これについても法律で縛られているから、何もできることはないのか。

事務局 数値目標については、法律上、厚生労働大臣の定める基本指針に即して定めるといことなので、一定縛りがあると考えている。したがって、目標達成に向けた施策を考えていかなければならないが、現在の第3期の計画において、目標値と実績に乖離が生じているのは、計画期間中に毎年のように法改正があったことによるものである。本来、制度改正の都度、計画を見直すべきだと考えるが、3年間という短い計画期間内では、見直しが追い付かないというのが実務に携わる者としての率直な思いである。

しかし、一連の制度改正も一定終わったのではないかと考えているので、次期計画では、しっかりと実績を踏まえた目標設定をしていきたいと考えている。

委 員 この1年少しの間、市内に児童デイの施設が一気に15～6か所できてきているが、民間の方で強い思いをもってやっている人もあれば、ビジネスとして考えている人もいる。先ほど、アメという卑近な言い方をしたが、国は、アメをぶら下げて作らせて、あとは梯子を外すというのが常套手段だが、それでもひとつの形は出来上がるわけで、淘汰はされるにしても、それはそれでいいと思うが、今日話を聞いていて、なにか遠い話のように聞こえて、あまり身近な感じがしなかったので質問した。

会 長 阪神間の目標の達成状況は分かるか。

事務局 近隣市の状況は把握していないが、全県の状況は、県の障害福祉計画の推進状況によると、先ほどご指摘のあった児童デイ サービスの名称で言うと、児童発達支援と放課後等デイサービスがこれに当たるが、平成25年度の目標値に対する実績は、放課後等デイサービスが208.1%、児童発達支援が116.8%という状況になっている。

そのほか、乖離の大きなものとしては、就労支援継続A型が177.5%、B型が115.9%、計画相談支援が40.6%、地域移行支援が16.5%、地域定着支援が31.2%となっている。

審 議 経 過

それと、児童の部分だが、特に本市を含む阪神北地域は、いわゆる児童デイの事業所数が県下でも突出して増えており、予想をはるかに超える事業所数の増加により、目標と実績に大きな乖離が生じている現状にある。

会 長 他にご質疑はないか。

委 員 地域生活支援拠点のコーディネーターはどのような役割を果たすのか。介護保険制度のケアマネージャーのようなものか。

事務局 ケアマネージャーに相当する職としては、相談支援専門員という職種がすでにあり、相談支援事業所において、サービス等利用計画または障害児支援利用計画を立てる者が、ケアマネージャーに相当する職なので、それとは別だと考えている。ただ、このカッコ書きの内容から推察すると、対象の方に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用の調整などをすることが業務のように見受けられるので、どのように棲み分けるのかといったことについては、今後の国から具体的な内容が示されるのを注視していきたいと考えている。

委 員 詳細が分かり次第、早めに情報を提供してほしい。

委 員 就労移行支援事業の利用者数を25年度末から6割以上増やすということだが、2年間の利用期間のうち就労に結びつかなかった場合、どのような措置があるのか。

事務局 2年間で就労に結びつかなかった場合は、就労継続支援を利用していただくのが一般的だと思う。また、その方の障害の状態やニーズによっては、生活介護や地域活動支援センターの利用も考えられる。そのほか、障がい児(者)地域生活・就業支援センターやハローワークにおいても就労に向けた支援を行っているので、そうした機関を通じた就労活動を継続していただくことも可能である。計画相談支援などを通じて、その方のご意向を把握し、次のサービスや支援に結び付けていきたいと考えている。

委 員 結局、なるべく近い将来に就労するというのを一番の目的としているように思うが、例えば養護学校の在校生の様子を見て、このようなきれいごとばかりで進められると思うか。最近、養護学校の生徒は非常に重度化していると思うが、そういう重度の人たちに対する居宅介護や重度訪問介護を希望している親たちも相当多いということ覚えておいてほしい。就労以前の段階の子どももたくさんいるということである。以前なら、小さいころからや、高等学校を卒業する位から、あるいは30～40歳になってからということもあるが、養護施設に入り、親たちは1週間に1度訪問したりして、子どもが自分の手から離れるということで、親たちの自由も非常にあった。しかし、国の方針でなるべく地域に帰って来いと。では、帰って市は何をしてくれたのか。ただ、デイサービスに通っているというだけである。今は機嫌よくデイサービスに通って、よくしてもらっているから、それはそれでいいということかもしれないが、親が死んだらどうなるのか。厚生省の役人などというものはエリートで頭もいいが、そういう者が考えたプランはひとつも血が通っていない。きれいごとというか、机上で考えたプランという気がしてならない。もっと切実な親の気持ちを取り入れる方策はないものか。

また、地域によるばらつきもある。近隣では、西宮や箕面のような進んだところもあるのに、川西はどん尻である。他市の状況を研究すべきである。川西市は阪神間で一番遅れているこ

審 議 経 過

とを恥ずかしいと思ってほしい。

会 長 まず、社会生活に参加できるということが一番大切だと思う。

委 員 そのとおりだが、それができない子もいるということを認識してもらわなければならない。社会生活に順応できるのが親の希望だが、そこに達しない子のグループもたくさんいることを忘れないでほしい。

副会長 確かに、川西養護学校でも重度・重複障がいの生徒が増えている。卒業後は生活介護や就労継続支援B型に行く者もあるが、なかなか厳しい状況なのは確かである。委員の指摘のように、安心して生活できるよう学校として取り組みを進めていきたい。

会 長 他にないか。

(発言する者なし)

会 長 他にご質疑等もないようなので、2項目めの「(仮称)『第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画』の策定について」の協議は以上で終わる。

次に、3項目めの「アンケート調査の実施について」に移る。

事務局の説明を求める。

事務局 「資料5」、及び「資料6 - 1」から「資料6 - 3」をご覧いただきたい。

まず、「資料5 アンケート実施要領」である。

このアンケートは、障がいのある方の現状や一般市民の障がいのある方に対する意識、あるいは障がい福祉に携わっている事業所の意見をお聞きし、計画策定に当たっての基礎資料を得ることを目的としている。

調査対象は、障がいのある方、一般市民、障害福祉サービス事業所の三者で、それぞれの調査項目の案が、「資料6 - 1」から「資料6 - 3」である。障がい者対象のアンケートでは、市内に住所のある障害者手帳所持者を障害種別ごとに抽出し、合計1200名程度のサンプル数で実施したいと考えている。障害者手帳の所持者数は、今年の3月末現在で7832名で、そのうち身体障害者手帳が5895名、療育手帳が1107名、精神障害者保健福祉手帳が830名となっており、障がい種別により大きな差があるので、このまま無作為で抽出すると知的障がいや精神障がいの方の意見をあまりお聞きできないことになってしまう。したがって、それぞれの障がいの特性に応じた状況が把握できるようにサンプルは抽出したいと考えている。

また、障害者手帳を持っている人のうち、障害福祉サービス等を利用しているのは1割程度なので、これも無作為に抽出するとサービス利用者の意見をあまりお聞きできないので、サービス利用者而非利用者が概ね1対1になるようにサンプルを抽出する予定である。サンプルの抽出方法については、次回、アンケートの結果報告の際に詳しくご説明する。

一般市民対象のアンケートでは、市内に住所のある20歳以上の健常者を、無作為に1000名程度抽出する予定である。また、事業所対象のアンケートでは、市内に住所のある障害者が利用している事業所を対象に実施する予定である。したがって、市外に所在するの施設も対象となる。

調査方法は、郵送による配布、回収によることとし、今月下旬から来月にかけて実施する予

審 議 経 過

定である。

次に、調査の視点と項目だが、前回の計画策定時に実施した調査項目から変更した内容を説明すると、当事者対象の調査では、現在の障がい者福祉計画で、障がいのある人と地域住民との交流促進を図ることを取組み項目として掲げているので、計画期間内にこうした交流がどの程度進んだかを把握する観点から、「地域とのかかわりについて」と題して、問17から問22まで、地域との交流が増えたか減ったか、どんな関わりをしているか、どんな関わりを求めているかといったことをお聞きしたいと考えている。

また、障害者差別解消法が昨年制定され、平成28年4月から施行されることになっているので、問25から問28で、障がいに対する差別や偏見、あるいは障がいが理由で社会生活上不便を感じるなどについてお聞きしたいと考えている。

次に、一般市民を対象としたアンケートだが、こちらも、障害者差別解消法で、障がい者に対する合理的な配慮がされなければならないとされており、公的機関は義務づけ、民間事業者は努力義務とされているので、一般市民が障がいによる社会生活上の支障についてどのように感じているかといったことをお聞きする観点から、問14、問15を加えている。

また、こちらも現計画に掲げている項目だが、社会参加の促進という観点から、作業所等で生産された製品が様々な場所で販売されていることについて 市役所でも、毎週火曜日に1階ロビーに販売ブースを設けているが どの程度認知されているかをお聞きする項目を追加している。

次に事業所を対象としたアンケートは、あまり変更しておらず、サンプル数が少ないこともあり、記述式の質問を中心にして、日々障がい者福祉に携わる中でのお考えをお聞きしたいと考えている。

このような考え方で、事務局でアンケートの原案を作成しているので、ご高覧いただき、ご意見を頂きたい。

会 長 説明は終わった。

事務局の説明について、ご意見、ご質問等はないか。

委 員 障がい者対象の問26だが、私は障がいのある子どもがいるが、私がこのアンケートに答えるとしたら、ここに挙げられている項目以外のところで不便を感じる事が多く、例えば、ショッピングモールや映画館など外出先で不便を感じる事が多いが、そういう意見はどこに書けばよいか。

事務局 問26の選択肢が公的機関ばかりなのは、合理的配慮が義務付けられているのが公的機関のみであるという観点から、公的機関の利用に際してどんな不便を感じているかをお聞きする趣旨で設けた質問項目のためである。その他の一般的な施設等で感じる不便等については、問29の自由記述欄にお書きいただければと考えている。

委 員 問29は、「障がい者の福祉について」となっており、ここに書こうという気にはならない。こういう言葉しかダメなのか。

事務局 質問文についてもご協議いただき、良い質問文に改めていきたいと思っているので、

審 議 経 過

ご意見を頂きたい。

委 員 障がい者と健常者が同一世帯を構成している場合に、障がい者対象のアンケートと一般市民対象のアンケートの両方が重複して届く可能性はないか。

事務局 サンプル抽出した後、そうした重複は除外する予定である。

委 員 住民票を分けている場合はどうか。

事務局 具体的な除外の方法までは詰め切れていないが、何らかの方法を検討する。

委 員 言葉は悪いが、卑怯な手を使っている人もいるということ把握しているかどうかを聞きたかった。そうした例は少ないかもしれないが、本当にサービスを必要としている人がサービスを受けることができないというようなことがないように、そういう人もいるということをおいてほしいがため、あえて質問した。

委 員 身体障がいだと、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいなど様々であり、それぞれの状況を把握する必要があると思うが、抽出に際して、そうした配慮はなされているか。

事務局 委員ご指摘のとおりだが、前回の調査では、そこまでの分類はしていなかったようである。確かにニーズは全く異なるのだと思う。これは、抽出に当たって、作為をどこまで認めるのかという考え方によるのではないかと思うので、ご意見として承り、抽出に当たっての参考とさせていただきます。

委 員 問25について、障害者差別解消法を踏まえた質問ならば、それが分かるように記載すべきではないか。先ほど、別の委員から指摘があったように、問29で公共施設以外のことについて書くのは難しいと思うので、「その他の施設」という項目を加えてはどうか。

事務局 そのように改めるのも一つの方法だと思うので、ご協議いただければと思うが、「その他の施設」というような項目だと、回答する人によってイメージする施設が様々となり、結局何を不便に感じているかという分析が難しいのではないかと思う。そうしたこともあって、公共機関に限定したものである。

委 員 問25から問28は、障害者差別解消法を踏まえ、行政が何をすべきかという視点で、計画に反映させることを目的とした質問だと理解している。したがって、民間の施設に不便を感じるかどうかという項目を加えたとしても、それがどう生かされていくのかという部分で、活用できない質問になってしまうのではないか。

そうすると、問29で拾い上げるか、問13で外出先で何に困っているかを聞いているので、ある程度ここで把握できるのではないか。問29で基本的に聞きたいのは、それまでの質問項目以外で、行政に何を要望するかという部分が一番大きいと思う。ただ、それだけではなく、行政に関わらず、普段困っていることなどを書いてもらうために、若干文言があいまいになっているのではないかと理解している。例えば、「行政への要望や、その他お困りのこと」というように、少し絞った書き方をする方法もあると思う。

会 長 皆様の意見を十分斟酌して、どういう文言が回答する人にとって意見を書きやすいかという観点で、事務局で見直してもらいたいと思うが、いかがか。

委 員 問26は、質問項目が行政機関に限定されている理由がわかるよう、障害者差別解

審 議 経 過

消法によって、行政機関に合理的配慮が義務付けられていることを明記した方が良いと思う。

事務局 なぜこの質問を設けたかがわかるよう、質問文を工夫したい。

会 長 再度お諮りする。皆様のご意見に十分配慮しながら、回答しやすい質問文に若干修正して、事務局に作業を進めさせるということで、ご異議ないか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議なしと認める。よって、アンケート調査につきましては、皆様のご意見を踏まえ、実施することとする。

次に、本日追加された協議事項だが、4項目目の「団体ワークショップの実施について」ご協議いただきたい。

事務局の説明を求める。

事務局 「資料10」をご覧いただきたい。

現在の計画の策定時も実施したが、障がい者団体を対象として、ワークショップ形式により、当事者が日ごろお考えの福祉ニーズや課題について把握し、解決に向けた方向性を探ることを目的として実施することをご提案しているものである。

ワークショップの参加者は、本市の当事者団体である、川西市障害者福祉協会、川西市身体障害児者父母の会、特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会、以上4団体の方にご参加いただきたいと考えている。

さきほど、ご指摘があったように、身体障がいといっても様々なニーズがあるので、身体障害者福祉協会の中から、肢体不自由、内部障がい、聴力障がい、視覚障がいそれぞれの代表の方にご参加いただき、ニーズを把握したいと思っている。したがって、身体障がいだけで5グループ、知的障がい、精神障がいそれぞれ1グループの合計7グループで実施し、参加者が十分に意見を言えるよう、1グループ6名から8名の小規模なグループで実施したいと考えている。

ワークショップの進め方は、概ね2時間程度の中で、課題の抽出やその解決に向けた方向性について話し合っていたいただきたいと考えている。

本日、実施する旨お決めいただいたら、各団体と相談して開催時期を決めていくが、8月から9月に市役所か保健センターの会議室において実施できればと考えているので、実施するかどうか、あるいは実施の方法についてご協議いただきたい。

会 長 説明は終わった。

事務局から提示されたワークショップの実施案について、ご意見、ご質問等はないか。

委 員 団体に所属していない人がワークショップに参加することはできないのか。

事務局 ご指摘のとおり、参加者を公募する方がより良いと思うが、計画策定のスケジュールを考慮すると、一般公募する日程的な余裕がないのが現状である。

なお、各団体においては、地域との交流を進めていただいているほか、市が委嘱している障害者相談員の推薦をしていただいたり、団体に所属していない障がい者を対象としたイベントやスポーツ教室の開催を委託したりしているので、日常的に会員以外の方の意見を聴く機会の多い方々だと考えている。

審 議 経 過

したがって、時間的制約と会員以外との接点も持っておられるという観点から、団体から参加者を募りたいと考えている。

委員 私の知っている障がいのある方は、団体に所属していないことで、自分の意見がなかなか反映されないという思いを持っておられる。今回は間に合わないとのことだが、今後こうした機会を設けるとときには、団体に所属していない人も入れるようにしてほしい。

今は、ワークショップや審議会でも、傍聴者からの意見聴取をするので、わずかでも参加の機会になるよう配慮してほしい。

会長 できれば、そのように配慮していただきたい。

委員 そもそも、何のためにワークショップをするのか曖昧というか、それはそれでよいのかもしれないが、意図として一番大きいのは、各団体のエンパワーメントみないところが主になってしまうのではないかと思う。アンケート調査でニーズは聞いている。「資料3」の10ページの「障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握」という項目の中に「障害者関係団体からのヒアリング等」との記載があり、これが根拠になっているのかと思うが、少しやっつけ仕事のようになっていないかと感じる。このヒアリングの結果が計画に十分反映することがあるかどうか。ないのであれば、アンケートの結果を当事者の方に提示して話し合ってもらう、あるいは、計画の骨子ができたときに、それについてヒアリングをするとか、もう少し考え方を変えてはどうかと思うが、いかがか。

事務局 ある程度計画案が形になってから、こうしたワークショップをしてはどうか、というご指摘と理解してよいか。

委員 それも一つの案だと思う。計画だけではなく、アンケート調査はニーズが拾われてきているはずなので、それを見て、この部分はもっと具体的な話があるんだというようなことをヒアリングするということも考えられる。

事務局 次回の協議会で、アンケートとワークショップの結果を両方提示できるよう、このような実施案を提示した。時期的に、アンケート結果を協議会に提示する前に、その結果をもとにワークショップを実施することになってしまうかもしれないが、それで差し支えなければ、ご指摘の方法を採ることも可能だと考えるので、ご協議願いたい。

委員 現在の計画書では、20～22ページにワークショップ結果の記載があるが、時間的に、ワークショップの結果を計画に反映することは可能なのか。

事務局 アンケートやワークショップで得られた結果は、主に障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」の方に反映されることになると思うが、計画そのものが、かなり幅の広い包括的なものになっているがゆえに、意見が具体的な施策に反映されていないとの印象を与えているのではないかと感じている。

また、得られた意見を具体的な施策とするには一定の時間が必要だが、3年という短い計画期間内で実施できるか否か不明確な内容を、計画に盛り込むことは難しかったのではないかととも思料するところである。

現時点で具体的な案を持ち合わせている訳ではないが、次期計画では、得られた意見が計

審 議 経 過

画に反映されていることが明瞭になるよう努めたい。

委員 計画に反映するか否かに関わらず、行政の担当者が、当事者が考えていることを知る機会を得るという意味において、こうした形でワークショップをすること自体に意義があると思う。

計画の中に落とし込むためにワークショップをするというだけで意味づけてしまうのか、ワークショップ自体が様々な意味を持っていくというところで計画を立てていくのかというところで判断できればよいと思う。私は後者の方で、ワークショップをすることで、いろいろな人にとって良い場所になっていく可能性がある、そういったところを狙っていく方が生産的だと思う。

委員 前回の計画策定時もこうしたワークショップが行われたが、計画に全く反映されていない。結果の要旨をもらっただけである。あまり意味がないのではないか。もっと議論して、前へ進めてもらえるなら、いくらでも実施してほしいと思うが。

会長 やり方をもっと工夫して、計画に結びつくような、あるいは、計画に結びつかなくても、お互いの理解を深められるようになれば効果があるという意見である。事務局で再検討願いたい。

質問も出尽くしたようなので、お諮りする。

団体ワークショップの実施については、事務局に一任することとしてよいか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしと認める。よって、団体ワークショップの実施については、事務局に一任することとする。

本日の協議事項は、以上である。

次に、「その他」だが、この際、委員から何かあれば発言願いたい。

委員 現在の計画書の64ページに、「障害者地域自立支援協議会の運営」として、「地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として障害者地域自立支援協議会を運営し、障がい者福祉の推進を図る」との記載があるが、現状は、このような役割を果たすものになっていないのではないかと。様々な関係機関と連携して、利用者を施設につないでいくなど、もっと活用してもらいたい。

会長 事務局から、連絡事項等はないか。

事務局 次回の障害者施策推進協議会は、9月17日(水)午後1時30分からの開催を予定している。

会長 以上で、本日予定していた議事はすべて終了した。

これをもって、第2回川西市障害者施策推進協議会を閉会する。

(閉会 午後3時50分)